



平成 23 年 4 月 7 日  
国際平和協力本部事務局

「東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更」、「東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令」及び「東ティモール国際平和協力業務の実施の状況」等について

標記については、4 月 8 日の閣議において決定する予定であり、概要は以下のとおり。

#### 1. 実施計画の変更及び政令の一部改正

本年 2 月 24 日の国連安全保障理事会決議により、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）の活動期間が平成 24 年 2 月 26 日まで 12 か月間延長されたことに伴い、我が国が国際平和協力業務を行うべき期間及び東ティモール国際平和協力隊の設置期間を平成 24 年 4 月 30 日まで 12 か月間延長する改正を行う。

参考：我が国は、平成 22 年 9 月から軍事連絡要員として 2 名の自衛官を派遣している。本年 3 月、第 1 次要員から、女性自衛官を含む第 2 次要員に交代（女性自衛官では初の個人派遣）。

#### 2. 実施の状況

上記実施計画の変更に伴い、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第 7 条に基づき、これまでの業務の実施の状況について国会に報告する。報告の内容は、派遣に至る経緯及び東ティモールにおいて我が国が行っている軍事連絡業務等の実施の状況についてまとめたものである。

※なお、4 月 8 日の閣議において、「ネパール国際平和協力業務の実施の結果」及び「スーダン住民投票監視国際平和協力業務の実施の結果」についても決定し、国会に報告する予定である。

本件問い合わせ先：

内閣府国際平和協力本部事務局

参事官 平野 隆一

参事官補佐 佐藤 建五

電話：3581-7348（直通）